戸別訪問日・意見書の提出期限・説明者について

※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。

（戸別訪問用）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ●戸別訪問日について   |  |  | | --- | --- | | 開発事業者名：  　開発事業区域に含まれる土地の地名地番：  標識設置日：　　　年　　　月　　　日  横浜市開発事業の調整等に関する条例に基づき、標識を設置した上記の開発事業について、 | | | □ | 本日（　　　年　　　月　　　日）、ご説明いたしました。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。 | | □ | 年　　　月　　　日　　　時頃にご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、説明資料一式と意見書の様式を投函いたしました。また、日を改めてご説明のため、訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。 | | □ | 年　　　月　　　日　　　時頃に**２回目**のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、日を改めて訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。 | | □ | 年　　　月　　　日　　　時頃に**３回目**のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、既に投函した資料をご確認いただくことで、説明に代えさせていただきます。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。 |   ●意見書の提出期限  次の期日までに開発事業の構想に関する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(提出期限は戸別訪問時に直接説明を終えた後、もしくは３回目訪問時も不在だった場合に訪問者側で記入します。)   |  | | --- | | 年　　　月　　　日（　　）　消印有効 |   ●訪問者（開発事業の構想に関する説明者）   |  | | --- | | （氏名）  （連絡先） | |

横浜市の所管課・お問合せ先について

※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 担当課 | エリア別 | 電話番号 |
| □ | 建築局　宅地審査課 | 北部（緑・青葉・都筑） | ０４５－６７１－４５１５ |
| □ | 〃 | 西部（南・保土ケ谷・旭・瀬谷・泉） | ０４５－６７１－４５１６ |
| □ | 〃 | 南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄） | ０４５－６７１－４５１７ |
| □ | 〃 | 東部（鶴見・神奈川・西・中・港北） | ０４５－６７１－４５１８ |
| □ | 建築局　調整区域課 | 調整区域全域 | ０４５－６７１－４５２１ |
| □ | 建築局　情報相談課 |  | ０４５－６７１－２３５０ |